



神奈川県

# 高齢者福祉施設における 新型コロナウイルス感染症拡大防止 面会ガイドライン(第4版)

令和4年8月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
高齢福祉課

# 目次

1	基本的な考え方	1
2	面会を行う場合の留意点	2
3	面会指針の整備と入所者・家族への説明	4
4	対面面会が困難な場合の面会の実践例	4
5	参考資料	5

## 【別紙資料】

(別紙) 事例集

(参考) 面会者問診票

# 1 基本的な考え方

## このガイドラインについて

- 本ガイドラインは令和2年9月に第1版を発行後、令和3年7月に第2版、令和3年11月に第3版と改訂を重ねてきました。
- この度、令和4年7月8日付けで「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編」（以下、「感染対策指針」という。）が策定されたことから、本ガイドラインについても所要の見直しを行い、第4版として全面改訂することとしました。
- 感染対策指針では、ゼロコロナからウィズコロナへの転換や、これまでに蓄積されたエビデンスに基づく効果的かつ負担の少ない感染対策について言及しています。
- 今後、各施設においては、効果的かつ負担の少ない感染対策を講じつつ、できる限り制限のない形で面会を行うことが望まれます。
- これまでに各施設が培ってきた感染対策を基本としながら、感染対策指針や本ガイドラインを活用して施設の感染対策を見直し、入所者と家族との面会交流に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。
- なお、新たな変異株の出現等により、対面による面会が困難な状況となった場合には、これまでのガイドラインで示した制限付き面会の取組み事例（この第4版にも掲載しています。）を参考にオンラインの手法等による面会方法に切り替えてください。

## 2 面会を行う場合の留意点①

### ●事前の準備

〔実施方針〕

- 施設内で検討の上、面会の実施方針を定めてください。  
詳しくは「3 面会指針の整備と入所者・家族への説明」を参照してください。

〔面会場所と換気〕

- 面会場所の**十分な換気**に特に留意してください。
- 換気が悪い部屋、多くの人が集まる部屋や多床室での面会は避けてください。
- 入所者の居室が個室の場合は、居室で面会を行うことも差し支えありません。
- 面会場所にはCO2濃度計を設置し換気状況を確認できるようにしてください。

**十分な換気のための取組み例。状況に合わせて活用する。**



機械換気設備を  
常時稼働させている



2方向の窓を開けている



1つの窓しかないが、窓際に  
扇風機やサーキュレーター  
などを外向きに稼働



窓がない・開けられないが、  
空気清浄機や空気ろ過装置を稼働

※CO<sub>2</sub>濃度計の数値が800ppmを超えないようにしてください。

- アクリル板などのパーテーションは、利用者がマスクを着用できない場合や、咳き込みや大声を出してしまうなど飛沫の飛散が想定される場合に使用すると効果的です。
- パーテーションを使用する場合は換気を妨げないよう留意してください。

〔対面面会が困難な場合の面会方法の検討〕

- 地域の新型コロナウイルス感染症発生状況等により対面面会を行うことが困難な場合はオンラインの手法による面会への切替を検討してください。

## 2 面会を行う場合の留意点②

### ●面会前の留意事項

- 面会簿等を用意し、面会者の連絡先や健康状態等を把握してください。
- 面会する入所者に発熱やせき等の症状がある場合は面会を中止してください。
- 施設内に感染者がいても、面会する入所者が感染者もしくは濃厚接触者でなければ面会は可能です。

### ●面会実施時の留意事項

- 面会者にマスクの着用、手指の消毒または十分な手洗いを求めてください。
- 着用するマスクは不織布マスク（サージカルマスク）以上のエアロゾル曝露防止効果のあるマスクとし、布マスクやウレタンマスクは避けてください。
- 適切なマスクの着用を促してください。



○ 鼻やあごに  
正しくフィット



× あごマスク



× 鼻出しマスク



× マスクを  
ずらして話す

- マスクの着用が難しい入所者と家族等が面会する場合は、面会時間が30分を超えないようにしてください。
- 入所者と面会者との距離を十分にとってください。
- 面会中に飲食することがないように留意してください。
- 面会者が入所者の鼻水や涙を拭うことがないように留意してください。

### ●面会後の留意事項

- 面会の都度、面会室等を消毒する必要はありません。
- 1日1回程度、面会者等が頻繁に触れた部分を清掃してください。
- 面会后3日以内に発熱等の異常があった場合やコロナ陽性となった場合は速やかに施設に連絡するよう面会者に求めてください。

### 3 面会指針の整備と入所者・家族への説明

- 面会に関する指針を策定し、入所者や家族等に施設の感染対策や面会実施上の注意点を丁寧に説明し、理解を得られるように努めましょう。
- 指針の作成にあたっては「5 参考資料」を参考に感染症対策委員会等で組織的に検討してください。
- 指針に盛り込むべき項目としては①面会についての基本的な考え方、②地域の感染状況に応じた面会方法の選択、③面会方法等についての周知方法、④面会の実施方法、⑤面会者の記録方法等が考えられます。
- 利用者と面会者双方がワクチン接種完了者または検査陰性の場合に、より制限を緩和した面会方法を認める場合は、ワクチン接種歴や検査結果の確認方法や具体的な緩和内容について実施方針に盛り込んでください。
- 入所者や面会者がワクチン接種を完了していないことを理由に不当な取扱いをすることがないように留意し、ワクチン接種していない面会者とも交流を図ることができるよう配慮してください。

### 4 対面面会が困難な場合の面会の実践例

- 変異株の出現等により、対面面会の実施が困難な状況になった場合は、本ガイドラインの第1版で示した実践例を参考にオンラインの手法等を取り入れた面会の実施について検討してください。

#### オンライン面会の実践例

- ・ タブレットを活用した面会の例

特別養護老人ホーム ヒューマン 事例1

特別養護老人ホーム 杜の郷 事例2

#### 感染防止を講じた対面での面会の実践例

- ・ ついたて越しの面会の例（特別養護老人ホーム 陽光の園） 事例3
- ・ 制限した上での面会の例（特別養護老人ホーム かりん） 事例4

## 5 参考資料

- ・ 神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編  
〔令和4年7月8日神奈川県健康医療局・神奈川県感染症医学会策定〕
- ・ 高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について  
〔令和4年4月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡〕
- ・ 高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について  
〔令和3年12月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡〕
- ・ 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について  
〔令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡〕
- ・ 高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について  
〔令和2年5月15日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡〕

## 事例① オンライン面会

～特別養護老人ホーム ヒューマン～

① 実施頻度  
ほぼ毎日

② 方法  
ラインのビデオ通話や、玄関先の窓越しでの面会  
(特例により部屋での面会を認めている場合もある)



③ 条件など

- ・ビデオ通話の場合はタブレット 1 台を共有しているため、原則 1 回 5～10 分程度としている。
- ・窓越しでの面会の場合は外の空気が入らないように窓は閉めたままとする。
- ・部屋での面会の場合は 2 名ずつとし、大勢で訪問された場合は入替制としている。

④ ご家族の感想

「このような状況なので、制限があっても面会できるのは嬉しい」

⑤ 注意点

- ・ラインを使用する際には、ご家族へのご案内資料を作成し配布する必要がある。(ご家族の中にはラインを使用したことが無い方もいらっしゃるので、アプリインストールの仕方から友達追加の方法まで詳細な案内が必要。)
- ・職員の負担を抑えるため、事前に面会ルールを明確にした上で職員やご家族に共有する必要がある。(頻度や時間帯等)

タブレットを使用したビデオ通話





## 事例② オンライン面会

～特別養護老人ホーム 杜の郷～

### ①実施頻度

週に1度（日曜日のみ）に実施

### ②方法

ラインのビデオ通話によるオンライン面会

完全予約制（1日4組）

面会時は職員が付き添う

ご利用者は施設のタブレット端末を使用

ご家族は自宅から自身のスマートフォンやタブレットを使用



### ③条件など

- ・1回5～10分間程度
- ・ご家族は事前に自身の端末で初期設定を行う必要がある
- ・ご利用者、ご家族の双方が自分で操作ができる条件のもと実施

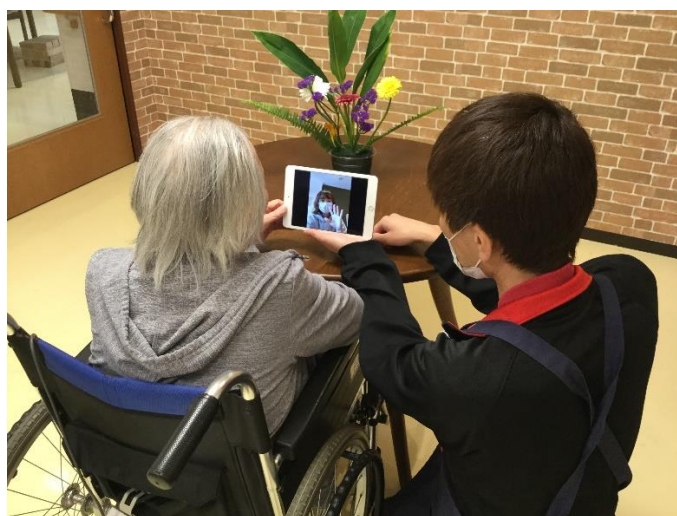
### ④ご家族の感想

「このような状況でも、利用者の顔を見て様子をうかがうことができよかった」

### ⑤注意点

事前にご家族や職員向けのマニュアルを作成し共有する必要がある。（ご家族のなかにはラインを使用したことが無い方もいらっしゃるので詳細な案内が必要。）

↓ビデオ通話の様子



## 事例③ ついたて越しの面会

～特別養護老人ホーム陽光の園～

### ①実施頻度

ほぼ毎日（相談員が対応できる日のみ）

↓手作りのパーテーション

### ②方法

完全予約制（1日4～5組）

透明のパーテーションを設置し、ロビーで実施

その他、オンライン面会や玄関先での面会など



### ③条件など

- ・1家族につき月1回まで（原則1回5分間）
- ・1回ごとの入れ替え制で、その都度消毒・換気を行う
- ・十分な感染予防（マスク着用、手指消毒・うがい、その場で検温等）
- ・ソーシャルディスタンスをとるため、職員が同席し介助する
- ・家族には手紙で利用条件を周知し、来訪の際にチェックリストを提出してもらう
- ・差し入れ禁止
- ・手を握るのは可（面会前後の確実な手指消毒を実施）

### ④施設担当者の感想

「準備は大変だが、ご家族の方々が大変喜んでいらっしゃる」

「窓越しやオンライン面会より、会話がスムーズになった」

### ⑤注意点

- ・面会時間が短くても、パーテーション設置や消毒などで、前後30分ほど準備・片付け作業を要するので、時間に余裕をもって予約を受ける必要がある。
- ・職員が見守れる範囲内での面会を対応している

※神奈川アラートが発令中や地域で感染拡大がみられた場合は、建物内での面会は原則禁止

↓玄関先でのガラス越しの面会



↓パーテーション越しの面会



## 事例④ 制限した上での面会

～特別養護老人ホームかりん～

### ①実施頻度

月～金のほぼ毎日



### ②方法

完全予約制（1日最大6組）

専用スペースで実施



### ③条件など

- ・ 1回 20 分間（職員の同席なし）
- ・ 1 回ごとの入れ替え制で、その都度消毒・換気を行う
- ・ 十分な感染予防

（未使用のマスク着用、手指消毒・うがい、その場で検温等）

- ・ 家族に注意事項を渡し、チェックリストを記載してもらう
- ・ 差し入れをその場で飲食するのは禁止
- ・ 手を握るのは原則禁止

（ただし、認知症の症状で落ち着かない場合など、やむを得ない場合は可。  
その場合は報告の上消毒をお願いする）

基準体温は  
37.0℃



### ④施設担当者の感想

「たくさんの面会希望があったので実施することになった。」

「パーテーションなど設置していないが、ご家族の満足度が高く、その分ルールをしっかり守ってくれる。」

### ⑤注意点

- ・ 職員全員がルールを把握し、徹底して対応するよう心掛けている
- ・ 利用者や家族にもルールを理解してもらい、条件をクリアしないと面会できない旨説明する



# 面会者問診票

参考

面会前に問診票の記入をお願いします。  
 症状によっては面会をお断りさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。

日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
面会者	氏名		
	住所		
	電話番号		
	続柄	利用者の	
利用者氏名			利用サービス 入所・短期
名札番号	No. _____	備考	

熱 (                      °C ) 測定

面会チェックシート □に✓をつけてください

## 【健康状態について】

- 発熱している
- 過去2週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去1週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1カ月以内に始まった咳がある
- 1カ月以内に始まった匂いにくさがある
- 1カ月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している
- 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある人と接触している

面会時にこちらの用紙に記入して頂きます。ご協力お願いします

面会簿確認欄

--

## 【ワクチン接種、検査の状況について】

- 新型コロナワクチンの3回目接種を終えている。
- PCR検査で陰性である。(検査実施日      年      月      日)